

○千曲市文化芸術振興計画策定委員会要綱

平成20年11月28日

教育委員会告示第9号

改正 平成21年3月30日教育委員会告示第2号

平成25年6月28日教育委員会告示第10号

(設置)

第1条 千曲市の文化芸術振興の理念や方向を明らかにし、その推進を図る基本計画を策定するため、千曲市文化芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化芸術団体等を代表する者
- (2) 文化芸術活動に専念し、又は専門的知識を有する者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、千曲市文化芸術振興計画の策定が終了する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教育委員会告示第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日教育委員会告示第10号）

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。